**一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会**

**2025年度　認定HCTC　認定申請手続き説明書**

一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会　認定造血細胞移植コーディネーター（以下、「認定HCTC（Hematopoietic Cell Transplant Coordinator）」と略す）を申請される方は、以下の通り、申請書類の提出をお願いいたします。

## １．〔様式1〕認定HCTC認定申請書に必要事項を記入してください。申請書内の赤字で記載されている注意事項をよくお読みください。【HCTCの実務経験：経験年数】と【HCTCの実務経験：コーディネート件数】については、以下の「HCTCの実務経験に関する注意事項」をよくお読みいただき、正しくカウントしてご報告ください。活動状況によっては、経験年数やコーディネート件数が認められない場合もあります。

**－HCTCの実務経験に関する注意事項－**

HCTC委員会が定める「HCTC認定研修」への参加を除き、自主的な研修による所属施設以外でのHCTCの経験については、その期間の長さに関わらず、HCTCの実務経験としては認めておりませんのでご注意ください。

**１．経験年数について**

■コーディネートとは、所属施設外にも及ぶ個人、グループ、組織を対象とした幅広い移植前後に至る調整プロセスで、病棟や外来で行われている通常の看護や診療とは異なります。病棟や外来の看護師、患者やドナーの担当医、日本骨髄バンクの調整医師などによる患者やドナーの支援はHCTCとしての経験に含みませんので、ご注意ください。なお、通常の診療に従事せずHCTC業務を専従職として行っている場合を除き、医師の申請は原則として認めません。

■HCTC活動開始時期は、HCTCが移植チーム内に設置され、介入の際にHCTCであることを患者やドナー、家族に説明して業務を開始した時期であることが必須です。**活動開始時期は、認定講習IIの受講申込書に記載した活動開始時期と同じ時期を記載してください。講習IIの申込書に記載した時期より過去の日付を活動開始時期として申告した場合、申請は受理されませんので、書類への記入時には十分なご留意をお願いいたします**。(認定講習IIの受講申し込み時に申請した活動開始時期の確認を希望される場合には、事前に学会事務局までお問い合わせください)

■休職期間（育休や病休など）は経験年数に含めることができません。

**【HCTCの具体的な業務内容】**

「HCTC標準業務リスト（<https://www.jstct.or.jp/uploads/files/hctc/list_hctc.pdf>）でご確認ください。

リスト内の業務はHCTCの網羅的な業務の一覧で、すべての業務を実践している必要はありません。

ただし、認定HCTCの必須項目については、原則として実践している必要があります。

必須項目のうち一部の業務が未経験で申請を検討される際には、事前に学会事務局にお問い合わせください

**＜患者コーディネート＞**

**・**意思決定支援、移植準備の支援、精神的・社会的支援

　　　・家族の支援、院内関連部門・院外機関との連携など

**＜ドナーコーディネート＞**

・血縁ドナーコーディネート：意思決定支援、採取準備から採取後まで

　 　　　　 ドナー家族の支援、院内関連部門・院外機関との連携など

・骨髄バンクドナーコーディネート：

採取前健診から採取後健診までに対する支援

院内関連部門・院外機関との連絡調整、

骨髄バンクコーディネーターとの連携など「HP資料　骨髄バンクコーディネーターと造血細胞移植コーディネーターの役割」　をご参照ください

<https://www.jstct.or.jp/uploads/files/hctc/role_jpdbco-hctc.pdf>

**２．コーディネート件数について**

■同種造血幹細胞移植の患者・ドナー事例に限ります。

■1事例1申請者とし、複数のHCTCからの重複報告は認めておりません。同一事例に複数のHCTCが介入した場合は、申請者間で相談の上、最も多く関わったHCTCが担当した事例として申告してください。

■**申請受付開始日(2025年9月16日)時点で移植予定や採取予定（未来日）の事例は申告できません。**

**＜患者件数＞**

・移植適応と判断された段階から介入し、意思決定支援や移植準備の支援（ドナーの準備や患者ニーズへの資源調整など）を行い、移植が実施されるまでの~~全~~過程を継続的に支援した場合を全過程介入とみなします。

・移植目的で他施設から紹介されてきた事例の場合は、紹介を受けた時点から、上記と同様の十分な支援を行っていれば全過程の実務経験となりますので、報告書〔様式5〕は不要です。

・移植に至らなかった、また、移植適応判断後の介入など全過程への介入が行われなかった事例の場合、十分な相談、支援が行われていれば、経験事例として認められます。**全過程への介入が行われなかった事例のうち、自施設で経験し、担当リストに記入した事例についてはその具体的な支援内容について必ず報告書〔様式5〕に記入し提出してください。**（ただし、認定研修を修了している場合、研修施設でコーディネートを行い、修了時にHCTC委員会により申告可能と認められた事例については、〔様式5〕の記入は不要です。）

**＜血縁ドナー件数＞**

・HLA検査前の提供に関する医学的説明と意思確認の段階から、採取前健康診断、採取の準備、幹細胞採取、採取後健康診断(他施設での実施も含む)に至るまでの~~全~~過程を継続的に支援した場合を全過程介入とみなします。

・採取に至った血縁ドナーについては、原則として血縁造血幹細胞ドナー登録センター/日本造血細胞移植データセンターにドナー登録が行われている事例（RS番号を取得している事例）のみを申告可能な事例としています。なお、採取のための入院時から介入した事例は申告できません。

・以下の①～③の場合など全過程への介入が行われなかった事例の場合、十分な相談、支援が行われていれば、[様式6]に申告可能ですが、全過程の実務経験例とは認められません。

①他施設ですでにHLA検査が実施されているなどの理由でHLA検査の時点から介入していない

（ただし、施設内にHLA検査の段階からHCTCが介入する体制が構築されていることが条件です）

②HLAが適合しなかった

③採取に至らなかった

なお、スクリーニングの段階で医学的理由等によりHLA検査に至らなかった事例は実務経験例として申告ができませんので、ご注意ください。

**全過程への介入が行われなかった事例のうち、自施設で経験し担当リストに記入した事例についてはその具体的な支援内容について必ず報告書〔様式7〕に記入し提出してください。**（ただし、認定研修を修了している場合、研修施設でコーディネートを行い、修了時にHCTC委員会により申告可能と認められた事例については、〔様式7〕の記入は不要です。））

**＜非血縁ドナー件数＞**

・採取前健康診断から介入し、採取の準備、幹細胞採取、採取後健康診断（他施設での実施を含む）に至るまでの~~全~~過程を継続的に支援した場合を全過程介入とみなして1件とカウントすることができます。

**３．小児移植例の年齢について**

■**患者事例の年齢は18歳未満と定めています。**ただし18歳以上の事例については、小児科での診療となった理由を報告することで[様式4]に申告することができます。

■**小児ドナー事例の年齢は18歳未満と定めています。**

## ２．〔様式2〕勤務実態報告書に、申請時直近の過去１ヵ月以内の連続した1週間のHCTCとしての実務について記載してください。

## ３．〔様式3〕業務報告書に、実践しているHCTC業務のチェック欄に○を付けてください。赤字の業務は、認定HCTCの必須項目となります。

## ４．〔様式4〕担当患者リスト、〔様式6〕担当ドナーリストに、HCTCとして経験された患者12件、ドナー12件（内、血縁ドナー3件以上）を記入してください。ただし、患者8件以上、血縁ドナー3件以上については、全過程に介入している事例を記入してください。　認定研修修了者は、認定研修修了時に経験事例として申告可能と認められた研修施設での患者、ドナーの事例もリストに記入することができます。

件数のカウントについては、「HCTCの実務経験に関する注意事項」内にある「２．コーディネート件数について」をよくお読みください。認定講習IIの受講申込時に申告した事例も経験事例として記入が可能です。

リスト内のドナーIDは、必要に応じて症例の問い合わせを行う場合に使用させていただきます。

小児移植認定HCTC取得者が、認定HCTC資格の取得を希望する場合、成人患者4件、成人ドナー4件（内、血縁ドナー2件以上）を記入してください。ただし、成人患者2件以上、成人血縁ドナー1件以上については、全過程に介入している事例を記入してください。

なお、小児移植認定HCTC申請予定としての参加要件で認定講習IIを受講されている場合には、まず小児移植認定HCTCを取得してから、希望があればその後に認定HCTC資格を取得していただくことになります（直接、認定HCTCの認定申請は行えません）。

## ５．〔様式5〕担当患者支援報告書は、〔様式4〕のリストの内、自施設で経験し、移植に至らなかった、また、移植適応判断後の介入であったなどの場合に、その具体的な支援内容について報告してください。

また、〔様式7〕担当ドナー支援報告書は、〔様式6〕のリストの内、自施設で経験した血縁ドナーにおいて、以下の①～③の場合に、その具体的な支援内容について報告してください。

①他施設ですでにHLA検査が実施されているなどの理由でHLA検査の時点から介入していない

（ただし、施設内にHLA検査の段階からHCTCが介入する体制が構築されていることが条件です）

②HLAが適合しなかった

③提供に至らなかった

なお、認定研修修了時に、認定申請に申告可能な経験事例として認められた研修施設での事例についての記入は不要です。

**「HCTCの実務経験に関する注意事項」内にある「２．コーディネート件数について」に記載しているように、担当リストに記載されている自施設で経験した事例のうち、途中からの介入や、移植や提供に至らなかったケースなど全過程に介入できなかった事例については、〔様式5〕〔様式7〕の支援報告書の作成がない場合、経験事例として認められず、申請の要件を満たしていないものと判断されます。**

６．〔様式8〕患者ケースレポート、〔様式9〕血縁ドナーケースレポートに、HCTCとして介入した事例の内、患者2事例、血縁ドナー2事例について、書類内の注意事項をお読みいただき、事例報告をしてください。ケースレポートは自施設でコーディネートを行った事例の報告に限ります。認定研修制度を利用された場合の研修施設での事例でのケースレポート作成は認められません。

## ７．〔様式10〕認定HCTC認定申請証明書に所属施設の移植責任医師および施設長の署名をお願いいたします。HCTCの実績が複数施設に渡る場合は、前所属施設の〔様式10〕認定HCTC認定申請証明書による実務証明も必要となります。

## ８．〔様式11〕認定審査料払込受領証明書に、払込受領証もしくは明細書の写しを貼付してください。

## ９．履歴書（〔様式12〕を参考に、書式は自由、顔写真不要）を提出してください。

## １０．本学会主催のHCTC認定講習Ⅰ修了証の写しを提出してください。

## １１．HCTC認定講習Ⅱ修了証の写しを提出してください。

## １２. 認定研修修了者は、認定研修修了証の写しを提出してください。また、認定研修修了者は、認定研修終了時にHCTC委員会に提出し、申告可能事例として認められている事例支援報告書の写しを全例分提出してくだい。

## １３．個人情報について

１）提出された申請書や報告書は審査のためだけに使用され､HCTC認定審査委員以外の目に触れることはありません。また、認定審査委員は審査に際して得た情報に対して､守秘義務を課せられています。

２）〔様式5〕〔様式7〕の支援報告書、〔様式8〕〔様式9〕のケースレポートでは、申請者が対象となる患者､ドナーについてどのようにアセスメントし､対応したかを理解できるような記載となっているかを審査いたします。一方、事例対象者の特定に繋がりうる情報は記載しないように十分な配慮を行ってください。もし記載方法･記載内容に関して疑問点や問題点があれば申請前に学会事務局までご相談ください。

①記載してはならない情報：対象者の氏名、施設内のID番号、検査番号等、イニシャル、呼び名等

②例外の状況を除き、原則として記載してはならない情報：

A. 住所

●例外の状況：患者とドナーの居住地域の地理的関係が重要であり､単に「遠方」「海外」といった記載では申請者のアセスメントや対応の理解が困難であると考えられる場合

●例外の場合の記載方法：国名、地域名称（東北､関東など）とし、必要な場合であっても都道府県名までの記載にとどめる

B. 既に他院などで診断治療を受けている場合、その施設の名称、所在地

●例外の状況：搬送元、紹介元の情報が不可欠な場合

●例外の場合の記載方法：必要不可欠と考えられる範囲内で施設名を特定して記載可能

③日付の記載は、臨床経過を知る上で必要となる場合が多いので、個人の特定の可能性に至らない場合は、原則年月までを記載しても構いません。生年月日の記載は避けることが勧められますが、やむを得ず必要な場合には、同様に年月まで（XX年Y月）として記載するようにしてください。

④提供年月日､日本造血細胞移植データセンタードナー登録番号、日本骨髄バンクドナーID：

実際に採取が行われた例であることを確認するために必要な情報となります。なお、ドナー登録番号、骨髄バンクドナーIDは日本造血細胞移植データセンター、日本骨髄バンクで厳重に管理されており、審査委員がこれらの情報から個人を特定することはできません。

以上、チェックリストを使用し、申請書類をすべて揃えて書留やレターパックなど追跡可能な方法でご郵送ください。申請前には、誤字脱字や記載漏れなど書類の不備がないかを必ず確認していただきますよう、くれぐれもお願いいたします。

なお、書類審査にて認定要件を満たさないと判断された場合や、記載書類に明らかな不正があると認められた場合には、その時点で申請を却下し、以後の審査は行いませんので、ご注意ください。（HCTC認定制度細則第2条3項）

【申請先】

〒 451-0042　　名古屋市西区那古野2丁目23-21-7ｄ号

一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会事務局

【申請期間】

2025年9月16日（火）〜2025年10月13日（月） （期間内消印有効）

＊ 期間を過ぎますと申請を受理できませんので、日程に余裕をもって提出してください。

**【問い合わせ先】**

書類に関してご不明な点は、下記へ御連絡ください。

一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会事務局

Tel：052-766-7127　　Fax：052-766-7137　　E-Mail： jstct\_office@jstct.or.jp

2025年8月22日

日本造血・免疫細胞療法学会

造血細胞移植コーディネーター（HCTC）委員会